

熊本県地産地消協力店募集・指定実施要項

(目的)

第1 「くまもと地産地消推進県民条例」における地産地消の趣旨に賛同し、熊本県で生産された農林水産物（以下「県産品」）を販売する販売店及び県産品を使用する飲食店等を「熊本県地産地消協力店」（以下「協力店」という。）として指定し、広く生産者と消費者の橋渡しの役割を担ってもらふことにより、地産地消の取組を推進する。

(募集対象)

第2 県内に所在する店舗のうち、次の2つの区分により募集する。

(1) 販売店

県内に所在する直売所、物産館、量販店、百貨店、スーパーマーケット、小売店、インターネット販売等を行う事業者のうち、日頃から継続して「県産品」及び「県産品を使用した加工品・惣菜」等を販売している店舗（以下、「販売店」という。県産品の生産又は食品の製造のみで販売を行っていない施設は対象外。）。

(2) 飲食店

県内に所在する飲食店、旅館及びホテル（食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている店舗とし、一般食堂、料理店、仕出し屋、弁当店、レストランなど食品を調理して、利用客に飲食又はテイクアウト、宅配等で提供する店舗（キャバレーなどを除く。))のうち、日頃から継続して県産品を調理し、提供している店舗（以下「飲食店」という。）。

(協力店の取組み)

第3 次に掲げる5つ事項に取り組む意思のある販売店及び飲食店を、協力店として指定する。

(1) 県産品の購入・利用促進に向けた店舗独自の取組みの実施

店舗等において、県民に対して県産品の積極的な販売・活用やPRなど、独自の取り組みができること。

(2) 消費者の安心・安全等に配慮した取組みの実施

販売店は適正な食品表示・産地表示など食の安全・安心等に、飲食店は衛生・栄養に配慮した料理の提供などに努めていること。

(3) 協力店であることを示すツールの設置

熊本県（以下「県」という。）が提供する、協力店であることを示す「ステッカー」等のツールを利用客の目に付く場所等に設置するよう努めること。

(4) 熊本県ホームページやSNS等での情報発信

県民に県産品の良さをPRするため、店舗情報や地産地消の取組み内容を熊本県ホームページや協力店が運営するSNS等での情報発信に努めること。

(5) 「くまもと食・農ネットワーク」の会員がいること

くまもと食・農ネットワーク（生産者と消費者が一体となって、地産地消を推進するための組織）の会員がいること（協力店の申請と同時に加入申請が可能）。

(県が取り組む地産地消関連施策への協力)

第4 協力店は、次に掲げる県が実施する地産地消の推進への取組みに対する協力を努める。

(1) 各種イベント・フェアへの参加

(2) 広報媒体（各種イベント・啓発用チラシ等）の設置・配付

(3) 各種調査・アンケートへの回答

(4) その他県が取り組む地産地消関連施策への参画

(申請方法)

第5 協力店の指定を受けようとする店舗は、次に掲げるいずれかの方法により、県に申請する。

(1) 電子による申請

「熊本県電子申請サービス」から申請を行う。

(2) 紙による申請

別記様式1「熊本県地産地消協力店指定申請書」に「別紙」を添付のうえ、持参・郵送・メールのいずれかにより提出する。

(協力店の指定)

第6 県は、申請の内容を審査し、協力店の取組みを確認したときは協力店として指定し、指定した店にその旨通知する。

(指定の期間)

第7 協力店の指定期間は、第8に基づく指定辞退の届出があった日までとする。

(申請内容の変更及び指定の辞退)

第8 熊本県地産地消協力店は、申請した内容に変更が生じた場合は当該内容の変更の届出を、指定の辞退を行う場合又は第3に合致しなくなった場合は指定辞退の届出を次に掲げるいずれかの方法により、県へ届出を行う。

(1) 電子による届出

「電子申請サービス」から届出を行う。

(2) 紙による届出

別記様式2「熊本県地産地消協力店内容変更・指定辞退届出書」に必要な書類を添付のうえ、持参・郵送・メールのいずれかにより提出する。

(指定の取消)

第9 県は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、協力店の指定を取り消すことができる。

(1) 第8による指定辞退の届出があったとき。

(2) 県が行う確認又は調査により、第3の取組みを満たさないことが確認された場合又は廃業等により営業の実態がないと県が判断した場合。

(3) その他県が協力店として不適合であると判断した場合。

(情報の管理等)

第10 提供情報の管理は、全て協力店の責任に基づき行うこととし、県が保証を行うものではない。

(1) 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と協力店との間で解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負うことはできない。

附 則

この要項は、平成20年11月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)6月2日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)10月6日から施行する